

令和7年度第1回東浦町都市計画審議会

日 時 令和7年5月20日(火)午前10時から
場 所 東浦町役場 西会議室1

次第

1 開 会

2 町長あいさつ

3 審議事項

議案第1号 知多都市計画道路3・3・1号衣浦西部線(愛知県決定)の変更
について

議案第2号 知多都市計画道路3・4・17号大府半田線(愛知県決定)の変
更について

議案第3号 知多都市計画道路3・4・46号健康の森線(東浦町決定)の変
更について

議案第4号 知多都市計画道路3・4・508号養父森岡線(東浦町決定)の変
更について

議案第5号 知多都市計画道路3・5・509号塩田線(東浦町決定)の決定に
ついて

4 その他

5 閉 会

議案第 1 号

知多都市計画道路 3・3・1 号衣浦西部線（愛知県決定）の変更について
このことについて、別添計画書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

東浦町都市計画審議会会長

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法
第 18 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

議案第 2 号

知多都市計画道路 3・4・17 号大府半田線（愛知県決定）の変更について
このことについて、別添計画書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

東浦町都市計画審議会会長

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法
第 18 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

議案第 3 号

知多都市計画道路 3・4・46 号健康の森線（東浦町決定）の変更について
このことについて、別添計画書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

東浦町都市計画審議会会長

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法
第 19 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

議案第 4 号

知多都市計画道路 3・4・508 号養父森岡線（東浦町決定）の変更について
このことについて、別添計画書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

東浦町都市計画審議会会長

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法
第 19 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

議案第 5 号

知多都市計画道路 3・5・509 号塩田線（東浦町決定）の決定について
このことについて、別添計画書のとおり変更するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日提出

東浦町都市計画審議会会長

提案理由

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法
第 19 条第 1 項の規定に基づき、提案するものである。

知多都市計画道路の変更(愛知県決定)

都市計画道路中3・3・1号衣浦西部線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1	衣浦西部線	大府市横根町平子	知多郡武豊町大字東大高字中浜田	知多郡東浦町大字森岡字州崎 半田市瑞徳町5丁目	約21,930m	—	4車線	23m		
	車線の数の内訳		2車線			約280m					
			4車線			約20,930m					
			6車線			約720m					
	構造形式の内訳		半田市市の崎町	半田市新居町7丁目	半田市亀崎町10丁目	約3,600m	嵩上式		18 ～ 42m		
			半田市高砂町	半田市港町4丁目	半田市瑞徳町	約2,860m	嵩上式		19.5 ～ 41m		
			半田市川崎町4丁目	知多郡武豊町字塩田	知多郡武豊町字北曲輪	約1,370m	嵩上式		19.5 ～ 25m		
						約14,100m	地表式		19.5 ～ 34m	JR東海道本線及び衣浦臨海鉄道碧南線と立体交差 幹線街路藤江線及び藤江亀崎線と立体交差 幹線街路と平面交差13箇所	
	3・4・17	大府半田線	大府市共和町茶屋	半田市乙川吉野町	知多郡東浦町大字森田字中田面	約17,570m	地表式	2車線	16m	幹線街路養父森岡線と立体交差 幹線街路と平面交差24箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・508号養父森岡線の変更に伴い、3・3・1号衣浦西部線の一部区間の区域の変更、3・4・17号大府半田線の幹線街路との立体交差箇所数の変更を行うものである。

理 由 書

(知多都市計画道路 3・3・1号衣浦西部線他1路線)

1. 路線の概要

都市計画道路3・3・1号衣浦西部線（以下「(都)衣浦西部線」という。）は、大府市と武豊町を結ぶ幹線街路として昭和52年に都市計画決定されました。その後、平成22年に都市計画区域の再編に伴う名称、線形、幅員の変更等を経て現在に至っています。

また、都市計画道路3・4・17号大府半田線（以下「(都)大府半田線」という。）は、大府市と半田市を結ぶ幹線道路として昭和52年に都市計画決定されました。その後、平成22年に都市計画区域の再編に伴う名称、線形、幅員の変更等を経て現在に至っています。

愛知県の知多都市計画区域マスタープラン（平成31年3月改定）においては、都市施設について「無秩序な市街地の拡大を抑制するためには、市街地に構築された都市基盤施設や集積の進んだ都市機能を有効に活用することが重要です。このため、市街化調整区域には、市街地間を結ぶ自動車交通を円滑に流す機能を重視した都市幹線道路などを適切に配置します。」としています。

東浦町の東浦町都市計画マスタープラン（令和2年3月策定）においては、名古屋市を含む周辺市町との広域的な連携を形成するため、(都)衣浦西部線を主要幹線道路、周辺市町や町内の連携を形成するため、(都)大府半田線を都市幹線道路として位置づけています。

2. 都市計画変更の理由とその内容

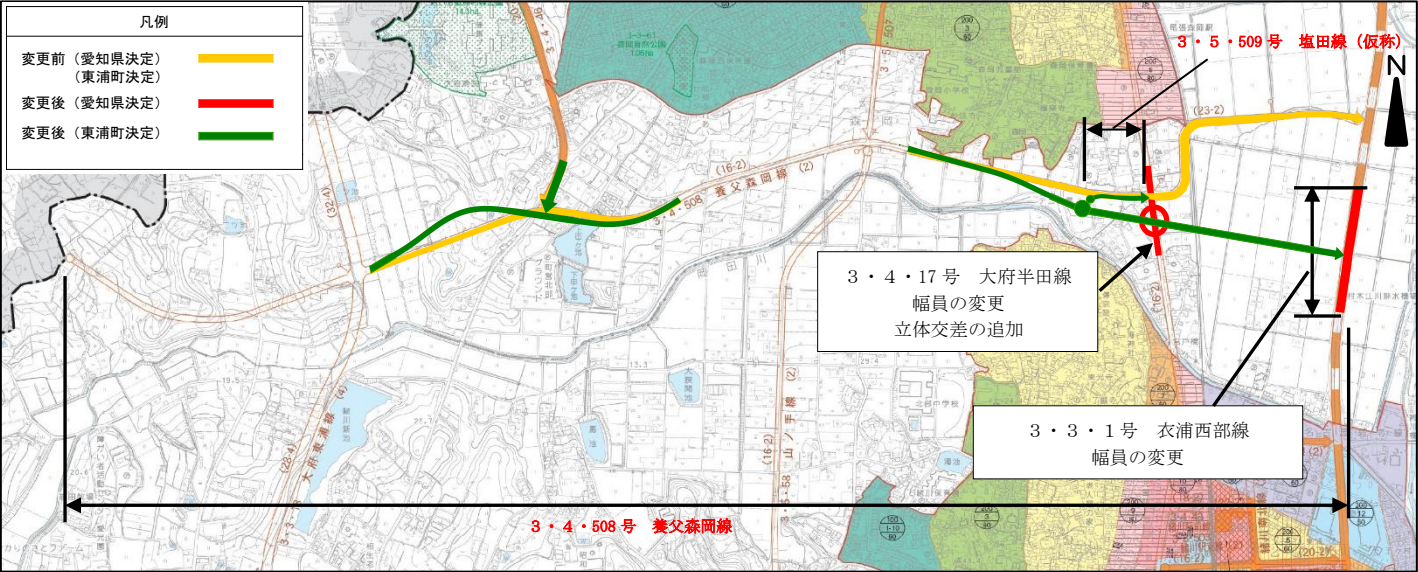
(1) 都市計画変更の理由

都市計画道路3・4・508号養父森岡線（以下「(都)養父森岡線」という。）

(東浦町決定)において、交通の安全性及び走行性の向上を図るため、延長、一部区間の道路線形を見直すとともに、(都)大府半田線と立体交差するよう、構造の変更を行います。

また、3・5・509号塩田線（仮称）（以下「(都)塩田線（仮称）」という。）を新規に都市計画決定し、(都)養父森岡線と(都)大府半田線を結びます。

このことに伴い、(都)衣浦西部線の一部区間の区域の変更、(都)大府半田線の一部区間の区域の変更及び幹線街路との立体交差箇所数の変更を行います。



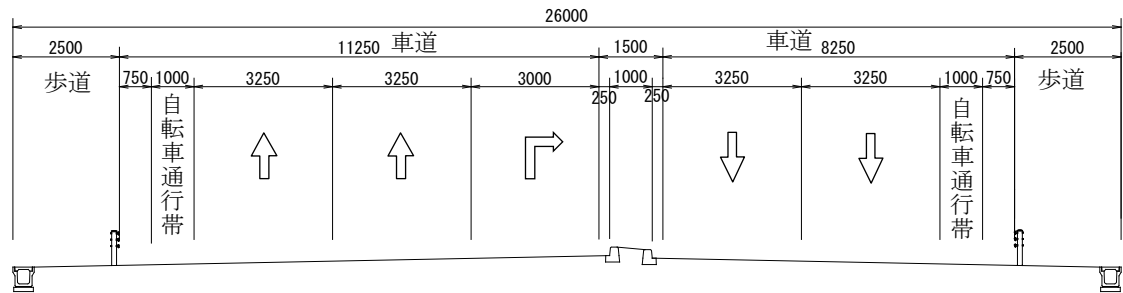
（２）都市計画変更の内容

【都市計画道路 3・3・1号衣浦西部線】

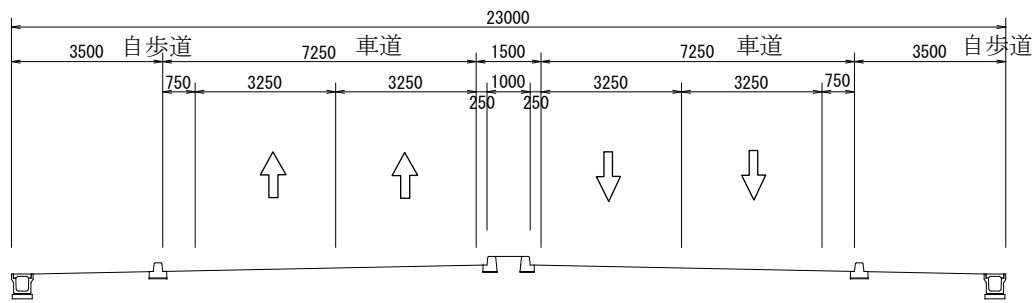
変更の延長	○約 316m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する。		
		新	旧
	一般部幅員 （交差点部幅員）	23m (26m)	23m (23m)

○道路幅員

- ・（都）衣浦西部線
- ・ 交差点部（変更後） 幅員W=26m



・交差点部（変更前） 幅員W＝23m



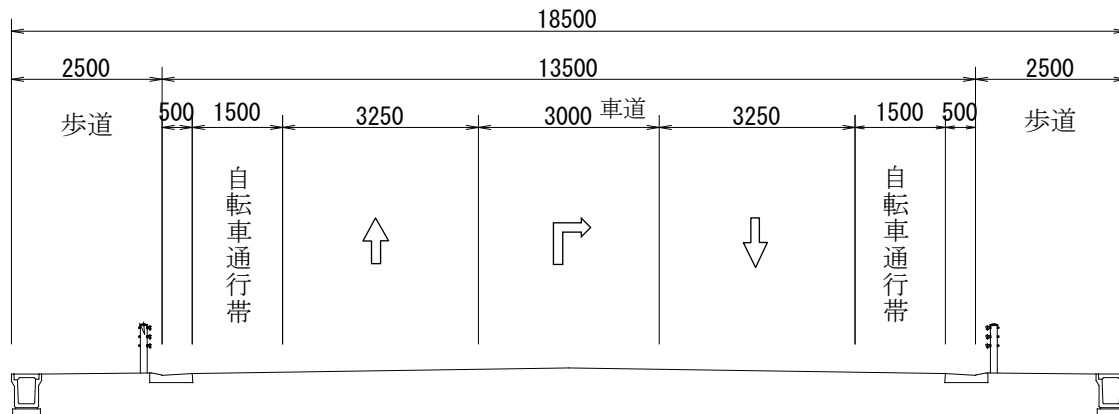
【都市計画道路 3・4・17 号大府半田線】

変更の延長	○約 236m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する。 ○交差の構造の変更をする。		
		新	旧
	一般部幅員 (交差点部幅員)	16m (18.5m)	16m (16m)
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路養父森岡線と立体交差 幹線街路と平面交差 24 箇所	幹線街路と平面交差 24 箇所

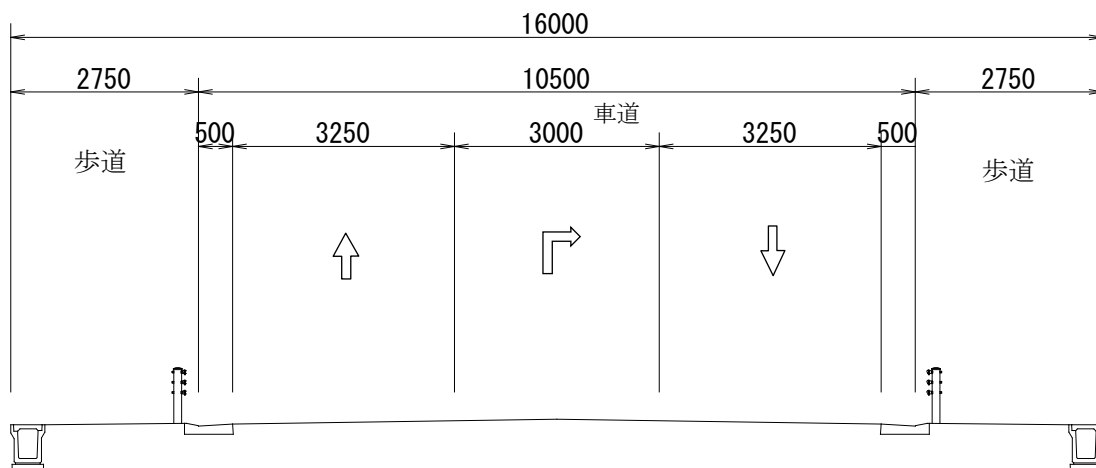
○道路幅員

・(都) 大府半田線

- ・交差点部 (変更後) 幅員 $W = 18.5\text{m}$



- ・交差点部 (変更前) 幅員 $W = 16\text{m}$



(3) その他

・(都) 衣浦西部線の基本諸元

① 計画交通量・道路区分・設計速度・車線数

計画交通量は 26,000 台/日と推計しています。

道路の区分、設計速度、車線数は、第3種第2級、設計速度 60km/h、4車線の道路構造とします。

② 幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

●車道部

○車道・・・幅員 3.25mとします。

右折車線は幅員 3.0mとします。

○自転車通行帯・・・幅員 1.0mとします。

○路肩・・・0.75mとします。

●歩道部

○歩道・・・幅員 2.5mとします。

・(都) 大府半田線の基本諸元

① 計画交通量・道路区分・設計速度・車線数

計画交通量は 11,500 台/日と推計しています。

道路の区分、設計速度、車線数は、第4種第1級、設計速度 50km/h、2車線の道路構造とします。

② 幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

●車道部

○車道・・・幅員 3.25mとします。

右折車線は幅員 3.0mとします。

○自転車通行帯・・・幅員 1.5mとします。

○路肩・・・0.5mとします。

●歩道部

○歩道・・・幅員 2.5mとします。

知多都市計画道路の変更(東浦町決定)

1. 都市計画道路中3・4・508号養父森岡線ほか1路線を、次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造	
幹線街路	3・4・508	養父森岡線	知多郡東浦町 大字森岡 字源一	知多郡東浦町 大字緒川 字昭和一区	知多郡東浦町 大字森岡 字下申間	約3,770m	地表式	2車線	16m	JR武豊線と立体交差 幹線街路大府半田線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所	
	3・4・46	健康の森線	大府市 月見町五丁目	知多郡東浦町 大字森岡 字下申間	大府市森岡 町神田	約2,430m	地表式	2車線	20m	幹線街路と平面交差4箇所	

2. 都市計画道路に3・5・509号塩田線を、次のように追加する。

幹線街路	3・5・509	塩田線	知多郡東浦町 大字森岡 字南陽二区	知多郡東浦町 大字緒川 字塩田	—	約198m	地表式	2車線	15m	幹線街路と平面交差2箇所	
------	---------	-----	-------------------------	-----------------------	---	-------	-----	-----	-----	--------------	--

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・4・508号養父森岡線において、交通の安全性や利便性の向上のため、延長、一部区間の区域及び交差の構造の変更を行うものである。
また、3・4・508号養父森岡線の変更に伴い、3・4・46号健康の森線の延長及び一部区間の区域の変更、3・5・509号塩田線の追加を行うものである。

理 由 書

(知多都市計画道路 3・4・508 号養父森岡線ほか 2 路線)

1. 路線の概要

都市計画道路 3・4・508 号養父森岡線（以下「(都) 養父森岡線」という。）は、東浦町を東西方向に結ぶ幹線街路として昭和 39 年に都市計画決定されました。昭和 52 年には一部線形の変更が行われ、その後幅員の変更等を経て現在に至っています。

また、都市計画道路 3・4・46 号健康の森線（以下「(都) 健康の森線」という。）は、大府市と東浦町を結ぶ幹線道路として平成 4 年に都市計画決定されました。

愛知県の知多都市計画区域マスタープラン（平成 31 年 3 月改定）においては、都市施設について「無秩序な市街地の拡大を抑制するためには、市街地に構築された都市基盤施設や集積の進んだ都市機能を有効に活用することが重要です。このため、市街化調整区域には、市街地間を結ぶ自動車交通を円滑に流す機能を重視した都市幹線道路などを適切に配置します。」としています。

東浦町の東浦町都市計画マスタープラン（令和 2 年 3 月策定）においては、主に地域内の交通を処理し、円滑かつ安全な道路環境を形成するため、(都) 養父森岡線を補助幹線道路として位置づけ、「整備を推進するとともに整備後の適切な維持管理に努める。」としています。さらに「整備にあたっては、歩行者・自転車の安全確保に努めるとともに、バリアフリー化など、誰もが安全・快適に移動できる歩行環境の整備に努めます。」としています。

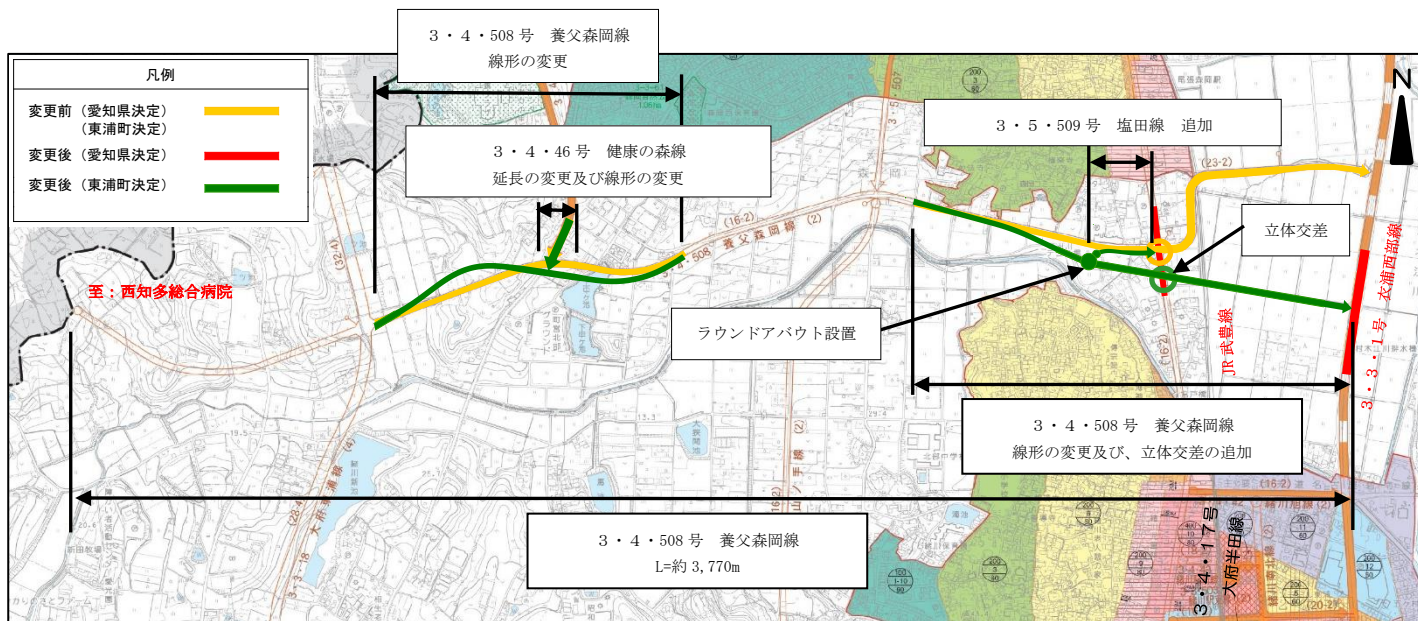
2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

(都) 養父森岡線は長期間にわたり未着手となっている路線ですが、町内の幹線街路ネットワークであるのみならず、東海市の公立西知多総合病院への広域的な交通ネットワークを有した、重要な路線です。

しかし、現在は、(都) 健康の森線との交差個所において、交差角が鋭角になっていることに加え、都市計画道路 3・4・17 号大府半田線（以下「(都) 大府半田線」という。）から JR 武豊線を跨ぎ都市計画道路 3・3・1 号衣浦西部線（以下「(都) 衣浦西部線」という。）までの区間で急カーブを 2 箇所含む計画となっていることから、道路線形の見直しを行うことで交通の安全性の向上を図るとともに、JR 武豊線及び(都) 大府半田線と立体交差することで走行性の向上を図ります。以上より、延長、一部区間の区域及び交差の構造の変更を行います。

また、(都) 養父森岡線から(都) 大府半田線への平面的な接続が困難となることから、平面的なネットワークを継続するため、3・5・509 号塩田線（以下「(都) 塩田線」という。）を新規に都市計画決定します。地形などの制約から(都) 養父森岡線と(都) 塩田線の交差角度が鋭角となりますので、交差部にはラウンドアバウトを設置します。



（２）都市計画変更の内容

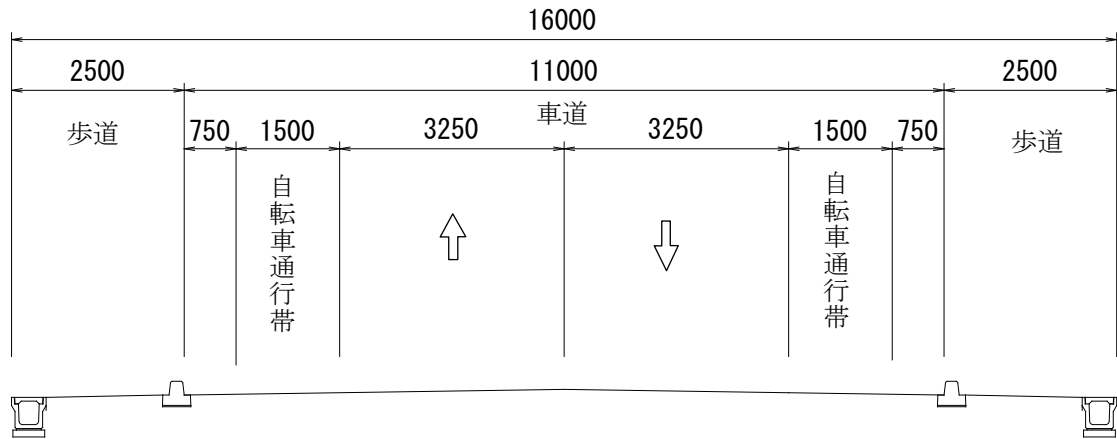
【都市計画道路 3・4・508 号養父森岡線】

変更の延長	○約 2,230m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する。		
	○終点を変更する。		
	○交差の構造を変更する。		
		新	旧
	延長	3,770m	3,980m
	終点	知多郡東浦町大字 緒川字昭和一区	知多郡東浦町大字 緒川字昭和一区
	一般部幅員 (交差点部幅員) (鉄道交差点部幅員)	16m (19m) (28.4m)	16m (19m) (23m)
地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	JR 武豊線及び幹線街路 大府半田線と立体 交差 幹線街路と平面交差 5箇所	JR 武豊線と立体交差 幹線街路と平面交差 5箇所	
・ラウンドアバウトを設置			

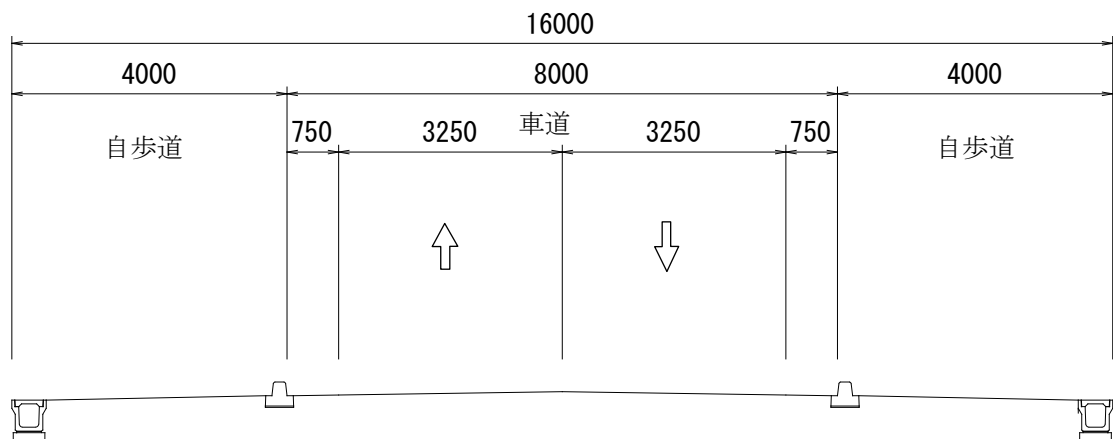
○道路幅員

・(都) 養父森岡線

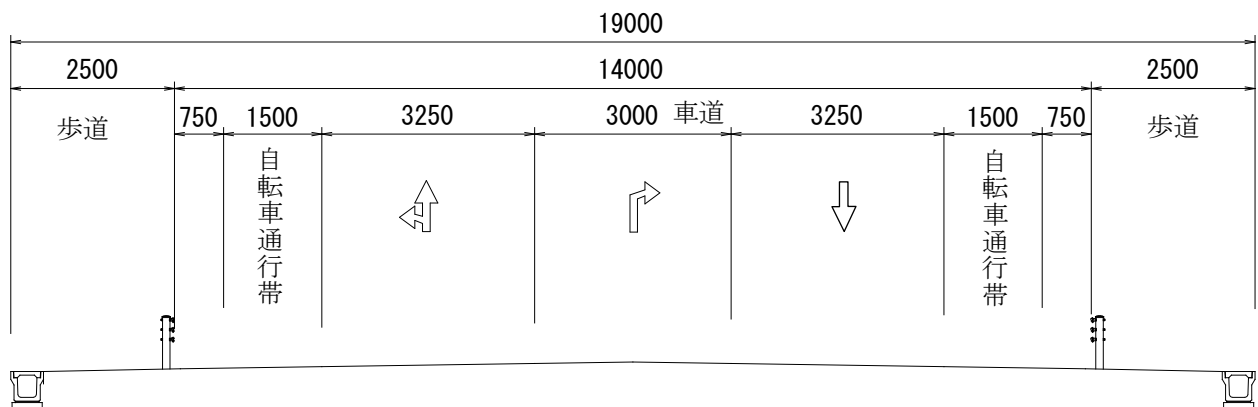
・標準部 (変更後) 幅員 $W = 16.00\text{m}$



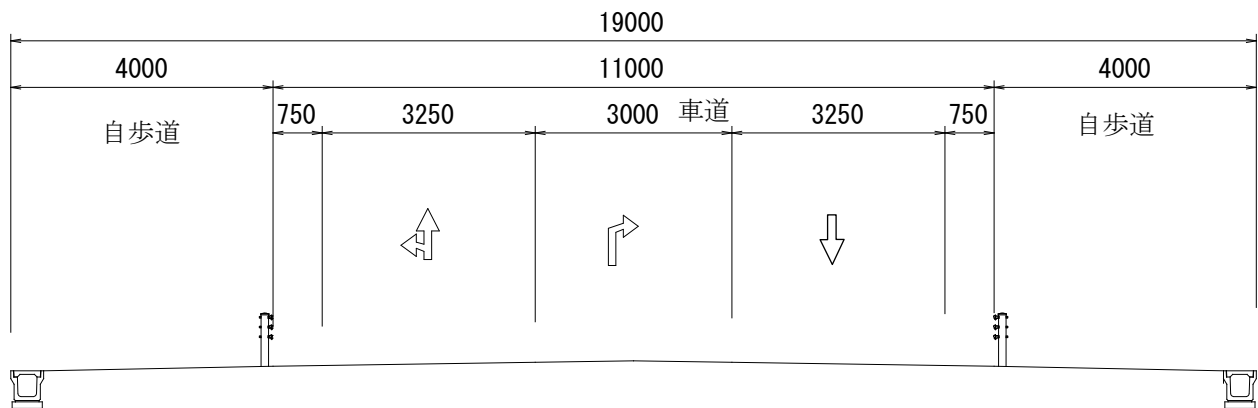
・標準部 (変更前) 幅員 $W = 16.00\text{m}$



・交差点部 (変更後) 幅員 $W = 19.00\text{m}$



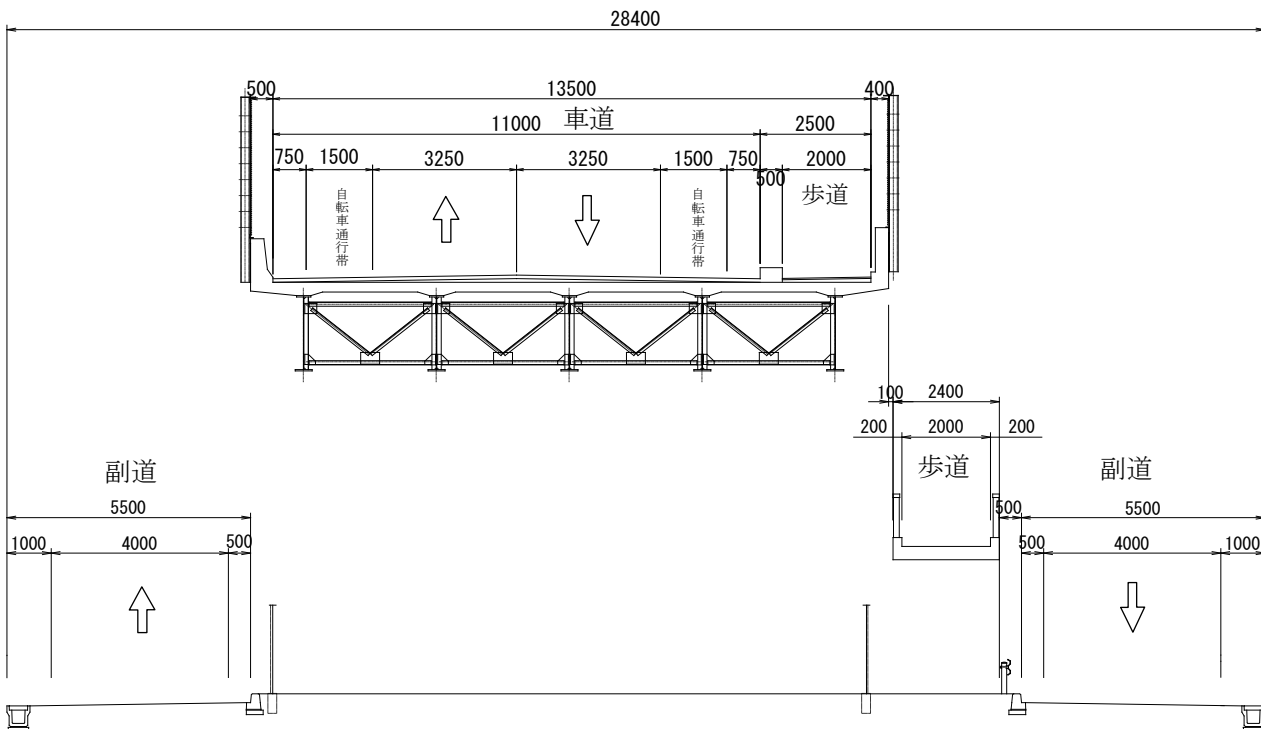
- ・交差点部（変更前）幅員W=19.00m



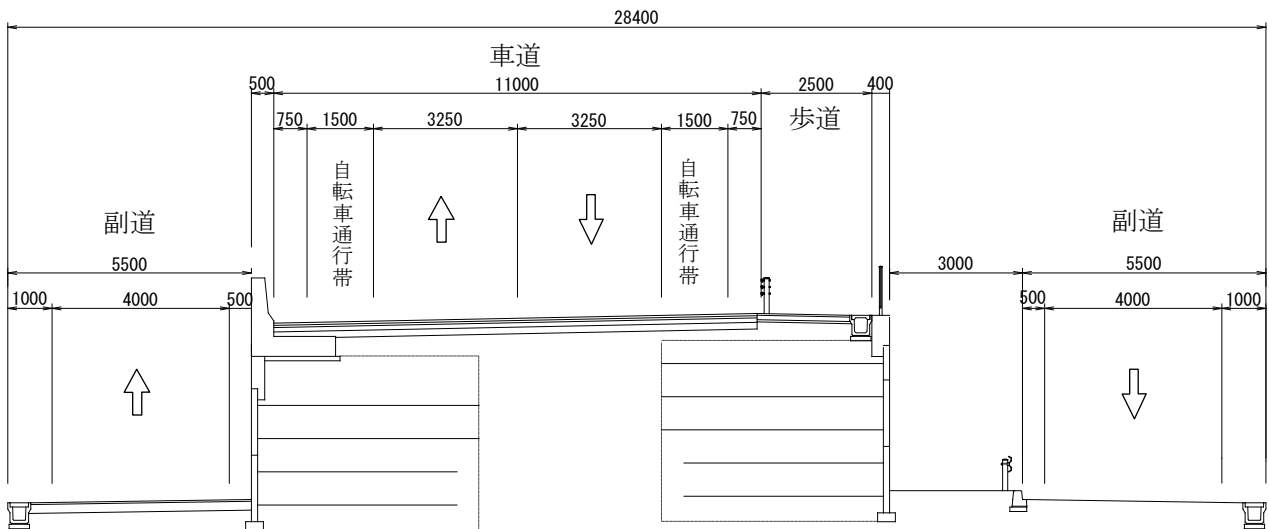
- ・ラウンドアバウト環部



- ・鉄道交差点部橋梁区間（変更後）幅員W=28.40m

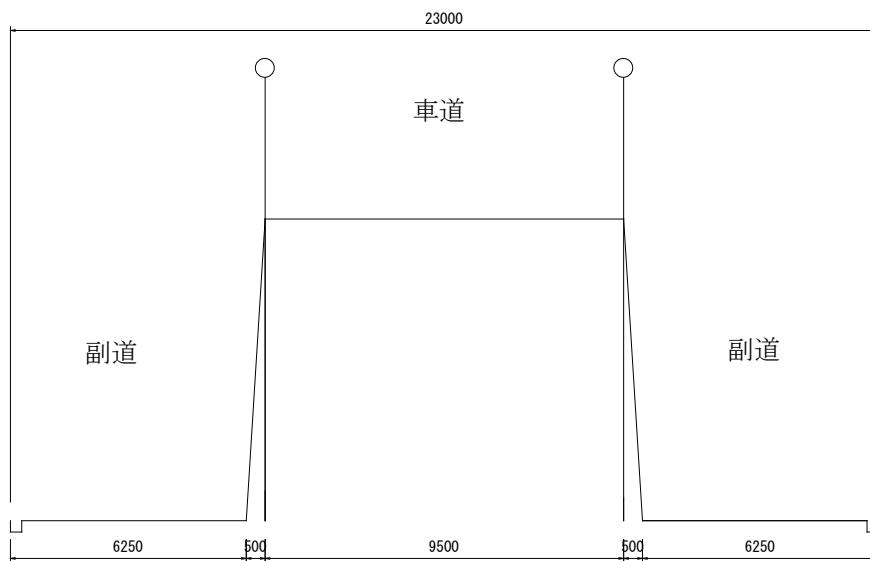


- ・ 鉄道交差部擁壁区間（変更後）幅員 $W = 28.40\text{m}$



- ・ 鉄道交差部擁壁区間（変更前）幅員 $W = 23.00\text{m}$

参考：昭和 39 年都市計画決定資料



【都市計画道路 3・4・46 号健康の森線】

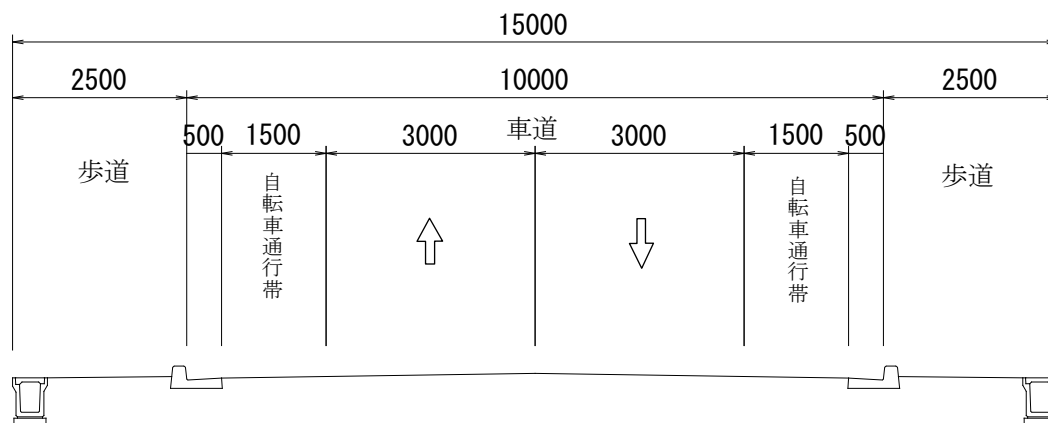
変更の延長	○約 140m		
変更内容	○一部区間の区域を変更する。		
	○終点を変更する。		
		新	旧
	延長	2,430m	2,420m
	終点	知多郡東浦町大字 森岡字下申間	知多郡東浦町大字 森岡字下申間

【都市計画道路 3・5・509 号塩田線】

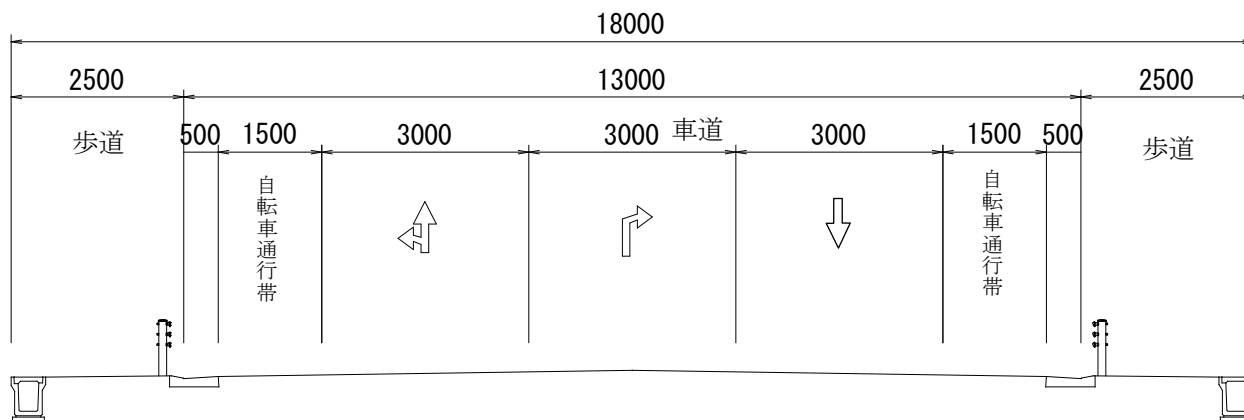
変更の延長	○約 198m		
変更内容	○都市計画道路 3・5・509 号塩田線を追加する。		
			新
	位置	起点	知多郡東浦町大字森岡 字南陽二区
		終点	知多郡東浦町大字緒川 字塩田
	構造	構造形式	地表式
		車線の数	2 車線
		幅員（標準部）	15m
		幅員（交差点部）	18m
		地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 2 箇所

・(都) 塩田線

・標準部



・交差点部



(3) その他

・(都) 養父森岡線の基本諸元

① 計画交通量・道路区分・設計速度・車線数

計画交通量は 7,900 台/日、計画歩行者交通量は 500 人/日以下、計画自転車交通量は 500 台/日以下と推計しています。

道路の区分、設計速度、車線数は、第3種第2級、設計速度 50km/h、2車線の道路構造とします。

② 幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

●車道部

○車道・・・幅員 3.25mとします。

右折車線は幅員 3.0mとします。

○自転車通行帯・・・幅員 1.5mとします。

○路肩・・・0.75mとします。

●歩道部

○歩道・・・幅員 2.5mとします。

・(都) 塩田線の基本諸元

① 計画交通量・道路区分・設計速度・車線数

計画交通量は 4,900 台/日と推計しています。

道路の区分、設計速度、車線数は、第 4 種第 2 級、設計速度 40km/h、2 車線の道路構造とします。

② 幅員構成

道路構造令により以下の通り幅員決定します。

●車道部

○車道・・・幅員 3.0mとします。

右折車線は幅員 3.0mとします。

○自転車通行帯・・・幅員 1.5mとします。

○路肩・・・0.5mとします。

●歩道部

○歩道・・・幅員 2.5mとします。